

# 令和8年度 国の農業施策に関する提案（案）

資料1-1

## 北海道農業の実力

- 農地面積 114万ha [全国の4分の1以上]
- 食料自給率(R5) 213% [全国第1位]

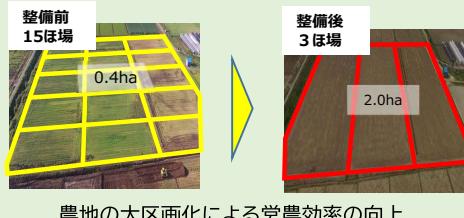
- 農業産出額(R5) 1兆3,400億円 [全国の14%]
- 1経営体当たりの経営耕地面積 34ha [都府県平均の14倍]

新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標実現に向け、我が国の食料供給地域としての役割を発揮

## 【提案のポイント】

### I 食料安全保障の確保

- 新たな基本計画の実現に向けた各種施策の着実な推進
- 農業農村整備の計画的な推進に必要な予算総額の確保



### ○ スマート農業技術の活用促進に向けた支援の拡充



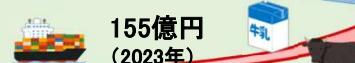
- 将来にわたって持続可能な水田政策の見直し・予算の確保
- 輸入依存穀物や自給飼料の生産・利用拡大を図るための取組の推進



### 北海道の農畜産物の輸出

北海道食の輸出拡大戦略 第Ⅲ期（2024～2028）  
米、牛乳乳製品、牛肉、青果物、日本酒を主要品目として、輸出額250億円を目指す。

250億円  
(2028年)



### 北海道の食料自給率

食料自給率に占める道産農畜産物の割合を3割向上させることを目指す  
268%  
217% 国内シェア 2割  
3割 国内シェア 3割

- 農畜産物の輸出促進に向けた環境の整備
- 農畜産物の安定生産に向けた施策の推進
- 新規就農者に対する支援対策の充実・強化
- 農業経営の安定に向けた合理的な価格形成の推進
- 海外悪性伝染病等に関する防疫対策等の強化
- 持続的な食料システムの構築に向けた取組への支援
- 国際貿易交渉における必要な国境措置の確保と万全な対策の実施

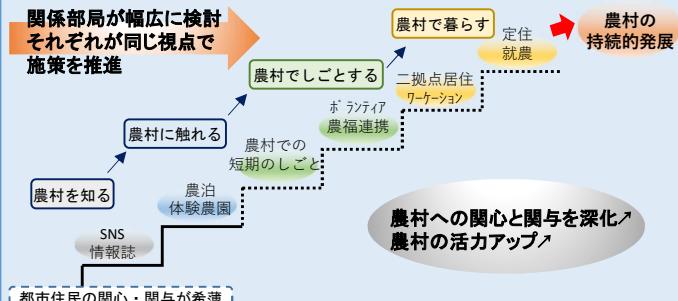
### II 環境と調和のとれた食料システムの確立

- 環境負荷低減に向けた取組への支援
- 地球温暖化に適応した品種や生産技術の開発・導入への支援
- カーボン・クレジットの創出と普及に向けた取組への支援



### III 農村の振興

- 農村コミュニティ機能の維持・発展に向けた取組の推進



- 日本型直接支払に係る予算の確保と地方負担の軽減
- 鳥獣被害防止対策の推進



# 国の農業施策に関する

## 提案書 (案)

令和7年11月  
北海道



北海道の農業・農村は、厳しい気象条件を克服しながら発展を続け、豊かな自然と広大な土地資源を活かして、大規模で専業的な経営が中心となり、安全・安心で良質な食料の安定的な生産・供給を通じて国民の食を持続的に支えるとともに、洪水の防止や水源のかん養、美しい農村景観の形成など、国土や環境を保全する多面的な機能を発揮しながら私たちの生活に豊かさと潤いをもたらしています。

また、食品加工や観光など幅広い産業と深く結びつき、地域の経済や社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

昨年6月に、四半世紀ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」では、世界の食料需給の変動や地球温暖化、我が国における人口の減少など、食料・農業・農村をめぐる諸情勢の変化に対応するため、食料安全保障の確保を始め、環境と調和のとれた食料システムの確立や農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持を図ることとしており、また、本年4月には、改正法に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。本計画では、北海道が主要穀物などの主産地として位置づけられるなど、我が国の食料供給地域としての北海道への期待と役割は、ますます高まっていると考えています。

これらを踏まえ、本道の農業・農村が潜在力をフルに発揮しながら、我が国の食料安全保障の確保に最大限貢献するとともに、本道農業を支える地域の多様な担い手が将来にわたり意欲をもって安心して営農を続けることができるよう次の事項について提案いたしますので、「農業構造転換集中対策期間」の2年目となる令和8年度の当初予算の編成や施策の立案に当たっては、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和7年11月

北海道



# 目 次

## I 食料安全保障の確保

(1) 食料安全保障の確保に向けた施策の推進	1
(2) 農業の生産力や競争力強化のための生産基盤の維持・強化	1
(3) 水田農業の持続的発展に向けた施策の推進	2
(4) 輸入依存穀物や自給飼料の生産・利用拡大	3
(5) 農畜産物の輸出拡大への支援強化	4
(6) 農畜産物の生産性向上	4
(7) 多様な担い手等の育成・確保	8
(8) 農業経営の安定に向けた対策	10
(9) スマート農業の推進、生産技術の確立	11
(10) 食料・農業のリスクへの対応	12
(11) 食料システム全体の強化	14
(12) 新たな国際環境や今後の国際交渉への対応	15

## II 環境と調和のとれた食料システムの確立

## III 農村の振興

# I 食料安全保障の確保

## （1）食料安全保障の確保に向けた施策の推進

### ■ 新たな基本計画の実現に向けた各種施策の着実な推進

- 本道の農業・農村が、安全・安心な食料の安定供給を通じて我が国の食料安全保障に貢献していくためには、生産力や競争力を持続的に強化していく必要があることから、新たな「食料・農業・農村基本計画」で示された目標の実現に向け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、既存予算とは別枠で十分な規模の予算を確保するとともに、本道の実情を踏まえた各種施策を着実に推進すること。なお、別枠での予算の確保にあたっては、地方の財政負担が生じないようにすること。

## （2）農業の生産力や競争力強化のための生産基盤の維持・強化

### ■ 農業農村整備の計画的な推進に必要な予算総額の確保

- 輸入依存穀物や自給飼料の生産拡大のほか、農作業の省力化など農業の生産力や競争力の強化とともに、農業水利施設の長寿命化や耐震化など農村地域の強靭化に不可欠であり、近年の異常気象においても効果を発揮する農業農村整備を計画的かつ着実に推進することが重要であることから、当初予算を始め必要な予算総額を確保すること。
- 本道が主要穀物等の主産地として役割を果たしていくため、農業構造転換集中対策による水田の大区画化に加えて、畠地の区画整理や排水改良、草地整備等も加速化できるよう、地域の実情を踏まえた支援を行うとともに、必要な予算を確保すること。

### ■ 農業水利施設の戦略的な保全管理

- 標準耐用年数を超過し、老朽化が進行する農業水利施設の長寿命化を図るため、戦略的な保全管理を推進するとともに、農業者が減少する中にあっても土地改良区が農業水利施設を持続的に保全管理していくけるよう、運営基盤の強化を図ること。

## ■ 強い農業づくり総合支援等の充実・強化

- 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援する新基本計画実装・農業構造転換支援事業について、中長期的な継続と必要な予算の確保とともに、新たに措置された追加的支援については、都道府県に財政負担を求めるよう仕組みを見直すなど、更なる支援の充実を図ること。
- 食料の安定供給に必要な生産・流通システムの確立を図るため、集出荷貯蔵施設の整備などを支援する強い農業づくり総合支援交付金について、必要な予算を確保すること。
- 産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する産地生産基盤パワーアップ事業について、中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 酪農・畜産経営の生産基盤の維持・強化を図るため、収益性の向上や省力化に資する取組を支援する畜産クラスター事業等について、中長期的に継続するとともに、生乳の需給動向等を踏まえ必要な予算を確保すること。

## （3）水田農業の持続的発展に向けた施策の推進

### ■ 将来にわたって持続可能な水田政策の確立

- 地域の実情に応じた作付転換や水田の畠地化を推進するため、水田活用の直接支払交付金を始め、小麦・大豆の生産性向上や子実用とうもろこしなどの導入の取組について、必要な予算を確保すること。
- 令和9年度からの実施に向けて検討が進められている水田政策の見直しに当たっては、円滑な政策転換に向けて、これまでの取組との整合性に配慮しながら現場の実情を踏まえ、意欲ある生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、中長期的に安定した制度とすること。また、農業者や関係者へ丁寧な説明を行うとともに、地域との意見交換の機会を設け、具体的な見直し内容を早期に提示すること。

## ■ 米の安定生産・安定供給と政府備蓄米の適切な運用

- 米の安定生産・安定供給に向け、備蓄のあり方も含め米政策全般について必要な検証を行うとともに、生産者が再生産可能な米価の維持・安定と消費者が納得できる価格となるよう、双方に十分配慮した実効性のある対策を講じること。  
また、政府備蓄米については、急激な価格の下落により生産者の所得が減少するなど、経営に影響が生じないよう、適切な運用を図ること。

### （4）輸入依存穀物や自給飼料の生産・利用拡大

## ■ 輸入依存穀物の生産拡大を図るための取組の推進

- 輸入に大きく依存している小麦や大豆の生産拡大を図るため、品種開発の充実・強化、種子の安定供給への支援、排水対策の強化、省力作業機械や新たな栽培技術の導入、さらには消費地から離れた主産地である北海道の実情を踏まえ、産地での乾燥調製や消費地までの円滑な流通体制、国産利用の喚起を含めた出口対策の強化など、総合的な対策を講じるとともに、必要な予算を確保すること。
- 輸入小麦の代替となり得る米粉の利用拡大は、米の消費拡大はもとより、食料安全保障の観点からも重要であることから、国産米粉の新たな活用の可能性や実需の開拓を促進する取組を支援すること。

## ■ 自給飼料の生産性向上及び利用拡大を図るための取組の推進

- 飼料作物の生産・利用拡大を図るため、北海道の厳しい気象条件や近年の高温などの気候変動にも対応できる品種の開発を進めるほか、草地の植生改善、飼料用とうもろこしの安定生産に向けた技術実証、TMRセンターやコントラクターなどの営農支援組織の人材確保や機械導入、飼料の供給体制の構築への支援に対する予算を確保すること。
- 地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して取り組む高栄養な草種の導入や二番草・三番草の生産などの良質な飼料生産の取組、飼料の有機栽培を支援する飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業について、必要な予算を確保すること。
- 酪農畜産生産基盤を維持・強化するため、配合飼料の製造や輸送の効率化に向けた調査・実証への支援について、必要な予算を確保すること。

## （5）農畜産物の輸出拡大への支援強化

### ■ 農畜産物の輸出促進に向けた環境の整備

- 輸出相手国における検疫や農薬基準、農畜産物処理施設の衛生管理基準、並びにこれらの基準への適合に必要な手続など、輸入条件の緩和に向けた国家間交渉を推進すること。
- 輸出相手国の規制やニーズへの対応、品質保持技術の整備を含む流通網の構築など、米や牛肉、牛乳乳製品などの農畜産物の輸出体制の整備に取り組む産地への支援について、必要な予算を確保するとともに、海外への品種流出防止等の対策を講じること。
- 食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業について、地域の実態を踏まえ、補助上限の引き上げなど制度の拡充を図ること。
- オールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の取組に加え、都道府県が官民一体となって海外で行う商談会やプロモーションなどの輸出促進に向けた取組に対して支援すること。

## （6）農畜産物の生産性向上

### ■ 需要に応じた米生産の推進

- 米の需給と価格の安定を図るため、全国の各産地で、需要に応じた生産が行われるよう、適確な情報提供や集荷業者を含めた幅広な関係者への理解促進などの取組を強化するとともに、外食・中食等の需要拡大や長期計画的に販売する取組への支援の継続・強化など、効果的な対策を講じること。
- 水田を有効活用しながら生産者の所得確保を図るため、需要の拡大が期待される業務用や加工用、輸出用、米粉用などの多様なニーズに応じた米生産の推進に向けて、極多収品種等の品種開発を強化するとともに、産地が取り組む低コスト・省力化技術の普及・拡大に必要な予算を確保すること。

### ■ 畑作物の安定生産に向けた施策の推進

- 地域の実情に応じた適切な輪作体系を推進し、需要に応じた畑作物の生産体系を確立するため、総合的な対策を中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保するなど対策の充実・強化を図ること。
- 小豆やいんげん等の雑豆の安定供給を図るため、省力作業機械の導入や作業の外部化、複数年契約取引の拡大などの取組を引き続き支援すること。

- 馬鈴しょについて、加工・でん粉原料向けの需要に対応した生産体系を構築するため、省力作業機械の導入や貯蔵施設の整備、高温少雨などの気候変動への対応、地域における原・採種の安定生産を支援するとともに、種苗管理センターによる高品質な原原種の安定供給体制を強化するほか、ジャガイモシストセンチュウ類のまん延防止のため、優良な抵抗性品種の早期開発・普及や車輌・コンテナ洗浄施設等の整備、地域が取り組む防除対策に対して引き続き支援すること。
- 諸外国からの馬鈴しょ生塊茎の輸入解禁要請について、畑作地域における農業生産に支障を来さないよう、また、植物防疫上の観点からも慎重な対応を行うこと。
- てん菜について、直播栽培や新品種の開発・普及などの省力・低コスト化、輪作体系の維持に資する取組、病害虫のまん延防止や輸送の効率化に向けたストックポイントの整備を支援するとともに、砂糖の需要拡大対策の継続など、生産者が安心して中長期的にてん菜生産に取り組めるよう、総合的な施策を推進すること。

## ■ 稲、麦類及び大豆の種子の安定生産の推進

- 都道府県が行う稻、麦類及び大豆の種子の生産及び普及に関して、引き続き、地方交付税措置を講じるとともに、今後の種子の生産拡大や災害等に備えた備蓄体制の強化に必要な取組を支援すること。

## ■ 野菜産地の振興に向けた施策の推進

- 野菜農家の経営安定と消費者への野菜の安定供給を図る「野菜価格安定制度」について、資金造成に都道府県の負担を伴わない制度へ見直すとともに、野菜の需給調整システムの充実を図ること。
- 実需者ニーズに対応した加工・業務用向け野菜の安定供給や、加工用トマト・にんにくなどの輸入シェアが高い野菜の国内生産、また、データの「見える化」と分析・共有によって施設園芸の生産性・収益性の向上を図る「データ駆動型農業」の実践体制づくりに取り組む野菜産地への支援について、必要な予算の確保と制度の柔軟な運用を図ること。
- 自然災害の発生に備え、園芸産地が事業継続計画（B C P）に基づく体制の整備や、近年の気候変動による災害や生育障害への対応などに積極的に取り組めるよう、園芸産地における事業継続強化対策の継続や制度の柔軟な運用を図るとともに、必要な予算を確保すること。

- 外来種に指定されているセイヨウオオマルハナバチの代替種であるエゾオオマルハナバチの実用化に向け、民間で進めている商品化が早期に実現するよう支援すること。

## ■ 果樹産地の振興に向けた施策の推進

- 果樹産地の生産基盤の強化を目的とした果樹農業生産力増強総合対策について、消費者・実需者ニーズに対応した品目や優良品種への新植・改植等に必要な予算を確保すること。

## ■ 酿造用ぶどうの苗木確保に向けた支援

- 北海道の気候に適した多様な醸造用ぶどうの苗木の確保に向けて、苗木の生産拡大に対する助成や生産・流通に関する情報提供を行うほか、輸入苗木の検疫においてウイルス汚染を早期に判定する技術などの早期実現を図ること。

## ■ 酪農・乳業を支える乳牛改良の推進

- 長命連産などに優れた乳用牛の生産を進めるため、ゲノミック評価等の根幹となるS N P 検査から得られるデータや牛群検定、体型審査等によるデータの収集に必要な予算を確保するとともに、牛群検定事業が安定的・効率的に実施されるよう、不足している検定員の育成・確保などに対する支援を検討すること。

また、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業について、中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。

## ■ 酪農ヘルパー制度の円滑な推進に向けた支援

- 酪農ヘルパー制度の円滑な推進に向けて、酪農ヘルパー利用組合が行う人材の確保・育成や経営基盤の強化等に向けた取組、傷病時利用の支援を中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。

## ■ 肉用牛生産基盤の維持・強化

- 肉用牛生産基盤の維持・強化に向けて、肉専用種繁殖経営への施設整備等に対して支援する肉用牛経営安定対策補完事業を中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。

## ■ 原油・飼料・肥料価格等の高騰による影響への支援

- 燃料価格の高騰による影響が大きい施設園芸について、省エネルギー化に必要な機器の導入支援のほか、燃料価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付する燃料価格高騰対策事業を引き続き実施するとともに、必要な予算を確保すること。
- 配合飼料価格安定制度について、将来の価格高騰時に借入金に依存することなく基金団体が補填を実施できるよう、運用改善の実効性の検証を行うなど、制度の安定的な運用に努めること。
- 肥料価格の高止まりが農業生産活動に影響を及ぼすことがないよう、影響緩和対策を講ずること。

## ■ 農業生産資材の安定供給への支援

- 安全・安心な食料生産と需要に応じた生産体制の強化に向けた取組を推進していくためには、農業生産資材の安定供給が極めて重要であることから、良質で安価な農業生産資材が安定的に供給される仕組みを構築すること。
- 現在、時限措置として講じられている農業用機械等の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置、農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置、「地球温暖化対策のための課税の特例」により軽油の石油石炭税に上乗せされている税率に係る還付措置について、恒久化すること。

## ■ 研究開発に対する支援対策の強化

- 食料安全保障の強化や環境負荷の低減、高温などの気候変動に適応した持続可能な農業の実現を図るため、病害虫に強く、多収・高品質・加工適性に優れた新品種及び栽培技術の開発並びにその成果の普及を安定的に継続できるよう、都道府県における試験研究体制の整備を含めた必要な予算を確保すること。

## ■ 牛乳乳製品の需要拡大と競争力強化

- 安全で品質の高い牛乳乳製品の消費拡大や学校給食用牛乳の安定供給に向けた配送効率化の取組などについて、継続的な支援を行うとともに、必要な予算を確保すること。
- 国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、チーズ向け生乳の高品質化やコスト低減、チーズ工房等の国産チーズの生産性向上や品質向上、ブランド化などを通じた需要拡大向けた対策の継続と必要な予算を確保すること。

## ■ 花き産業や花きの文化の振興に向けた施策の推進

- 活力ある花き産地の実現や花き産業の成長に向けて、花き生産・流通・販売関係者が取り組む需要開拓や消費拡大、花育などの花き文化の振興や流通の効率化、品目転換や産地体制の強化など、ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業に必要な予算を確保すること。

## (7) 多様な担い手等の育成・確保

### ■ 新規就農者に対する支援対策の充実・強化

- 地方の財政力によって新規就農者に対する支援に差が生じないよう、新規就農者育成総合対策について、都道府県に財政負担を求めない仕組みに見直すとともに、多様な支援を必要としている全ての者に対して計画的に資金等を交付することができるよう、本道農業の経営規模に対応した支援の拡充や必要な予算を確保すること。

### ■ 担い手の経営発展に向けた施策の推進

- 意欲ある農業者の経営発展を促進するため、機械・施設の導入を支援する農地利用効率化等支援交付金及び担い手確保・経営強化支援事業について、中長期的に継続するとともに、採択に当たって考慮される農地集積率について、これまでの各地域の取組成果を十分踏まえたものとするなど、採択要件の見直しと必要な予算を確保すること。

### ■ 農業経営の法人化や円滑な経営継承等に資する支援の充実

- 農業経営の法人化や円滑な経営継承に向けた農業者の多様な経営課題に対して、引き続き、支援を行うために必要な予算を確保すること。

### ■ 担い手を支える多様な人材の確保

- 農業の担い手を支える多様な人材を確保するため、職場環境や住宅などの生活環境の整備、農業用車両の免許取得の促進、農福連携の推進など、地域の取組に対する支援の充実を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- 労働関係法制における農業の特例的な取扱いの見直しについては、季節性や天候に影響される農業の特異性を踏まえて検討すること。

- 外国人材の新たな受入制度について、働きやすい環境整備等に対する支援の充実を図るとともに、繁閑差が大きく天候等の影響を受けやすい農業分野の実情に応じた柔軟な運用を行うこと。

## ■ 農業経営者教育機関の支援の充実

- 優れた農業経営者を育成するため、農業大学校や農業高校等の研修教育の高度化に必要な機械導入や施設改修等に対する支援の拡充を図るとともに、継続的な予算措置を行うこと。

## ■ 協同農業普及事業の拡充・強化

- スマート農業の推進やみどりの食料システム戦略など新たなニーズに応じた普及活動を展開するため、必要な予算の確保や研修制度の充実、普及指導員の確保に向けた普及事業のPRを行うとともに、資格取得に係る負担を軽減するため、資格試験において一定の基準を満たした者に対しては、審査課題を免除するなど、普及指導員資格試験制度の見直しを行うこと。

## ■ 営農支援組織の育成・強化

- 農業者の労働負担軽減と生産基盤拡大に資するコントラクターなどの農作業受託組織について、安定的かつ効率的な運営が図られるよう、機械作業等を担うオペレーターの確保、農作業機械の導入及び経営基盤の強化の支援に必要な予算を確保すること。

## ■ 新たな農地施策の推進と地域計画の実現に向けた総合的な支援

- 担い手への農地の利用集積・集約化に向けて、農地中間管理事業を始めとした関連事業予算の確保など、新たな農地施策の円滑な推進に必要な措置を総合的に講じること。

また、地域計画の実現に向け、それぞれの地域の実情に応じた取組を後押しする施策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

## ■ 地籍調査事業の促進

- 市町村が実施する地籍調査事業を推進するため、必要な予算を確保するとともに、地方負担の軽減や国直轄事業の充実・強化を図ること

## (8) 農業経営の安定に向けた対策

### ■ 農業経営の安定に向けた合理的な価格形成の推進

- 農業者が将来にわたり再生産可能な所得を安定的に確保できるよう、農業者や食品事業者、消費者など食料システム関係者の合意の下、コストを考慮した価格形成に向けて環境整備に取り組むこと。

### ■ 経営所得安定対策等の充実・強化

- 大規模で専業的な経営が主体の本道の農業者が、再生産が可能な所得を確保し、安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、経営所得安定対策について、安定的な制度運用に必要な予算の確保を図るとともに、単価の見直しに当たっては地域と十分に議論した上で設定すること。

### ■ 酪農・畜産における経営安定対策等の推進

- 酪農経営の安定が図られ、生産意欲の向上と生産基盤の強化につながるよう、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、再生産が可能な水準が維持される単価及び総交付対象数量を適切に設定するとともに、必要な予算を確保すること。
- 酪農経営の持続的な発展を図るため、生乳需給の安定に向けた取組を充実強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 酪農経営の安定化を図るため、加工原料乳の取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填する加工原料乳生産者経営安定対策事業などについて、必要な予算を確保すること。
- 肉用牛経営や肉豚経営の安定を図るため、肉用子牛生産者補給金制度や牛マルキン、豚マルキンについて、それぞれ適切な基準の設定と必要な予算を確保すること。

### ■ 農業制度金融の充実・強化

- 物価高騰による影響が長期化する中、農業者の資金繰りを支援するため、農林漁業セーフティネット資金について、令和8年3月末までとなっている原油価格・物価高騰等に係る特例措置の期限を延長するとともに、金融機関に対し、農業者の経営状況に応じて、既往債務の償還猶予や条件変更などの措置を講じるよう、引き続き、強く働きかけること。

- 経営規模の拡大や資材価格の高騰により資金ニーズが拡大していることから、農業者が必要な融資を受けられるよう、農業経営基盤強化資金の十分な無利子化融資予算を確保するとともに、農業信用保証保険制度の円滑な運用を図ること。
- 農業近代化資金を見直して新たに措置される「農業経営高度化資金（仮称）」について、同一年度内で農業者の不公平感が生じないよう施行時期に十分配慮するほか、制度の拡充に伴い地方財政措置を図ること。

## ■ 農業保険制度の充実

- 収入保険などの農業保険制度については、基準単収の算定に当たって自然災害による大幅な減収を除外するなど、農業者のニーズを十分踏まえたものとするとともに、安定的な制度運営のため、運営主体への支援の拡充を含め、必要な予算を確保すること。

## ■ アイヌ農林漁業対策の推進

- アイヌ農林漁家の経営改善と経済的地位の向上を図るため、アイヌ農林漁業対策事業について、施設整備や機械等の導入に必要な予算を確保すること。

# （9）スマート農業の推進、生産技術の確立

## ■ スマート農業技術の活用促進に向けた支援の拡充

- スマート農業技術のより一層の活用促進に向け、営農形態や農業経営の実態など、地域のニーズを踏まえたスマート農業技術の導入支援を行うとともに、スマート農業技術活用促進法に基づく新技術の開発や農業支援サービス事業体の育成等の取組に必要な予算を確保すること。  
また、ロボット農機の自動運転の実現を見据えた規制緩和などの環境整備を引き続き推進すること。
- スマート農業のほか、農村地域におけるテレワークや遠隔教育・医療等の推進の基盤となる情報通信環境の整備を図るため、無線ブロードバンドのユニバーサルサービス化や公設施設の民設への移行促進など、支援制度の拡充を図ること。

## ■ 国際水準GAPの取組拡大に向けた施策の推進

- 国際水準GAPの取組拡大に向けて、GAP指導員の育成・指導や認証取得などを支援するGAP拡大推進加速化事業について、必要な予算を確保すること。

## ■ 薬用作物の栽培技術の確立に向けた産地の取組への支援の充実

- 製薬企業等による需要が期待できる薬用作物の導入に必要な農業機械の汎用利用や地域に適した栽培技術の確立、産地と実需者とのマッチングの促進等に向けた取組を引き続き支援すること。

### (10) 食料・農業のリスクへの対応

## ■ 海外悪性伝染病等に関する防疫対策等の強化

- 海外悪性伝染病等に関する防疫対策を強化するため、防疫対策に要した経費の補助率の引き上げや補助対象経費の拡大とともに、関連対策の拡充に必要な法改正を行うこと。
- 海外悪性伝染病等の発生に備え、国においても派遣人員の増員や防疫資材の備蓄体制を強化するなど、発生都道府県への速やかな支援体制を構築すること。
- 感染経路や発生原因を早急に解明するとともに、さらなる感染拡大の防止に向けた対策を講じること。
- 発生農場の円滑な経営再開や制限区域内の農場における経済的影響の緩和に向け、十分な経営支援対策を講じること。
- 海外悪性伝染病等の侵入防止体制の強化を図るため、不法な畜産物の持込みに対する罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法の改正等の措置を講じること。

## ■ 監視伝染病の効果的なまん延防止対策の推進

- 地域の自衛防疫組織が一体となって取り組む防疫体制の強化及び生産者が取り組む飼養衛生管理の向上、伝染性疾患発生時の清浄化対策への経費負担に対する支援を継続するとともに、家畜伝染病の診断技術の向上等に必要な予算を確保すること。

- ヨーネ病について、清浄化対策に係る患畜の評価における最高限度額の見直しやハイリスク牛を自主的淘汰するための予算枠の確保、費用対効果の検証等に基づいた効率的かつ効果的な検査手法の開発への支援を継続するとともに、より効果的な防疫体制のあり方について抜本的な見直しを進めること。
- 全国的に都道府県に勤務する公務員獣医師が不足している状況を踏まえ、厚生労働省及び環境省とも連携し、公務員獣医師の確保に向けた対策を拡充すること。  
また、職域の偏在が不足の要因のひとつであることから、大学教育のあり方を含め、獣医師の偏在を是正すること。

## ■ 牛肉等の安全・安心の確保

- 令和6年4月より検査対象が見直されたBSEについて、検査牛が減少する中、引き続き国内における清浄性を維持するため、BSE検査の円滑な実施に支障を及ぼすことのないよう、必要な予算を確保すること。
- 牛由来肉骨粉について、摂取防止材の配合要件撤廃を含めた見直しを検討するとともに、豚・鶏用飼料への利用が軌道に乗るまでは、肉骨粉適正処分対策事業の継続及び必要な予算を確保すること。
- BSE対策の有効性について、引き続き国の責務として広く国民に対して丁寧な説明を行うとともに、我が国のBSEの実態に応じたリスク管理措置となるよう検証を行い、効率的かつ効果的な対策を検討すること。

## ■ ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止等に向けた施策の推進

- ジャガイモシロシストセンチュウ (Gp) が発生した全場を検出限界以下とするため、対抗植物を基本とした防除やまん延防止対策の徹底、生産者の経済的負担の軽減など、着実に緊急防除を実施するとともに、優良なGp抵抗性品種の早期開発などの対策の継続と必要な予算を確保すること。  
また、緊急防除終了後にフォローアップ調査などによりGpが確認された場合には、再度、緊急防除の実施により対応すること。

## (11) 食料システム全体の強化

### ■ 持続的な食料システムの確立

- 地域の農業者や食品企業等が持続的に発展していくため、地域の多様な関係者の連携による新たなビジネスの創出や国産農産物の取扱の拡大、食品ロスの削減、食品アクセスの確保など、持続可能な食料システムの構築に向けた取組の支援を継続すること。

### ■ 効率的かつ安定的な物流ネットワークの強化

- 北海道と本州間における持続的かつ安定的な輸送を確保するため、全国の鉄道貨物輸送ネットワークの維持や災害に強く速達性に優れる輸送手段の検討など、あらゆる方策を講じること。
- 輸送力不足という物流の構造的課題への対応や新たな基本法の下での食料安全保障の確保などのため、生産現場から集出荷拠点までの輸送、いわゆる「ファーストワンマイル」を含む流通の効率化に向け、持続可能な食品等流通総合対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

### ■ 農畜産物の生産・流通の効率化・合理化

- 集送乳に係る流通コストの低減等に向け、大型のタンクローリー等の計画的な整備などに必要な予算を確保すること。
- 食肉の流通や集出荷の安定化に向け、流通・処理コストの低減や製品の高付加価値化等に必要な食肉流通処理施設の整備、食肉処理施設における稼働率の向上や高度な衛生水準の確保などを支援するために必要な予算を確保すること。

### ■ 遺伝子組換え技術及びゲノム編集技術に関する適切な施策の推進

- EU並みに全ての食品等に遺伝子組換え表示義務を拡大するなど、遺伝子組換え作物等の流通に関する制度の拡充・強化を図ること。
- ゲノム編集技術について、不安を抱く国民へ丁寧な説明を行うとともに、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法を検討するほか、表示などにより消費者が食品を選択できる仕組みを創設すること。

## (12) 新たな国際環境や今後の国際交渉への対応

### ■ 国際貿易交渉における必要な国境措置の確保と万全な対策の実施

○ いかなる国際貿易交渉にあっても、本道農業が持続的に発展していくよう、本道の重要品目である農産物に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者を始めとする関係者に交渉内容の丁寧な説明を行うこと。

また、CPTPPなどの発効に伴う農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が意欲と希望を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施に必要な予算を確保するなど、万全な対策を講じること。

## Ⅱ 環境と調和のとれた食料システムの確立

### ■ 環境負荷低減に向けた取組への支援

- みどりの食料システム戦略に掲げた目標を達成するため、みどりの食料システム戦略推進交付金について、必要な予算を確保すること。
- 規模拡大に伴う家畜排せつ物の増加への対応や、悪臭の防止、排水基準の強化など環境規制に適切に対応していくため、新たな処理施設の整備や補修などを進めるために必要な予算を確保すること。
- 下水汚泥資源の安全性や信頼性を向上させる試験研究や情報の提供を行うとともに、国内肥料資源の利用拡大の推進に必要な予算を確保すること。

### ■ 地球温暖化に適応した品種や生産技術の開発・導入への支援

- 地球温暖化の進行で増加が懸念される生理障害や病害虫に強く、化学肥料や化学農薬の更なる削減にもつながる品種や生産技術の開発・導入への支援を強化すること。

### ■ 有機農業の取組拡大に向けた施策の推進

- 有機農業を推進するため、有機農業への転換や有機農業を実践するための機械導入、オーガニックビレッジと広域自治体が行う生産・消費拡大に向けた取組への支援を拡充すること。
- 有機JAS認証農家や有機農産物の増加に向け、使用可能な資材の明確化と十分な周知、認証手続きの簡素化を図ること。  
また、農業者の多くが有機農業に取り組むことができるよう次世代有機農業技術の開発・普及を着実に推進すること。

### ■ カーボン・クレジットの創出と普及に向けた取組への支援

- 堆肥や緑肥などの有機物の施用による農地への炭素貯留や秋耕などの温室効果ガス削減に対するJ-クレジット制度の方法論の新規策定やクレジット認証手続きに対する支援を拡充するとともに、農業分野における温室効果ガス排出・吸収量をインベントリ報告書へ反映すること。
- 2050年までにCO<sub>2</sub>ゼロエミッションを実現するため、農業分野における温室効果ガスの削減、吸収に貢献できる技術開発の促進やバイオガスプラント等の再生可能エネルギーの導入に必要な予算を確保すること。

- 環境負荷を低減した農産物の消費を促すため、J-クレジット制度や見える化の取組について、更なる周知を図るとともに、消費者への理解醸成の取組を推進すること。

### III 農村の振興

#### ■ 農村コミュニティ機能の維持・発展に向けた取組の推進

- 人口減少下においても農村地域が今後とも維持されるよう、医療や福祉、教育、地域公共交通などの確保とともに、農村の魅力発信による関係人口の拡大や二拠点居住など農村への人の呼び込みを促進するため、関係府省庁や関係機関等が連携した取組を推進すること。

#### ■ 農村インフラの維持・強化

- 農業者を始め農村で暮らす人々が安心して住み続けられるよう、農業集落排水施設や農道、情報通信基盤など、農村インフラの維持・強化を図ること。

#### ■ 日本型直接支払に係る予算の確保と地方負担の軽減

- 農地や水路、農道等の保全活動等が適切に実施できるよう、多面的機能支払交付金に必要な予算を確保するとともに、地方負担が生じないようにすること。  
また、活動組織の体制強化を図る取組を推進すること。
- 農業の生産条件が不利な地域において、農業生産活動を維持できるよう、中山間地域等直接支払交付金に必要な予算を確保するとともに、地方負担が生じないようにすること。  
また、集落協定の体制強化を図る取組を推進すること。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援するため、環境保全型農業直接支払交付金について、必要な予算を確保するとともに、地方負担が生じないようにすること。  
また、制度の見直しに当たっては、多くの農地で環境負荷低減に取り組めるよう要件を設定するほか、交付に係る事務負担の軽減を図ること。

#### ■ 地域資源を活用した価値創出の推進に向けた支援の充実

- 農山漁村の所得と雇用機会の確保を図る農山漁村振興交付金について、必要な予算を確保するとともに、地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）については、農林漁業者が行う6次産業化の取組に必要な施設等の整備を支援するため、資材費等の高騰を踏まえ、補助上限額を引き上げること。

- 多様な地域資源を活用した商品やサービスの開発等に取り組む、意欲ある農林漁業者等への相談対応を行うサポートセンターの運営に必要な予算を安定的に確保すること。

## ■ 「農泊」の推進

- 都市と農山漁村の交流を促進し、地域の活性化と所得向上を図る「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型））の予算を確保すること。

## ■ 地域における食育や食品ロス削減の推進に向けた施策の充実

- 食・農林水産業への消費者理解の醸成を図るため、農林漁業体験など地域の実情に即した食育を推進できるよう消費・安全対策交付金など食育活動に特化した支援内容の拡充や必要な予算を確保すること。
- 食品企業の製造工程で発生する規格外品などの有効活用に当たり、フードバンク団体等を介した食品寄附への社会的な信頼を高めるため、食品寄附ガイドラインの遵守を前提に国の支援を進めること。

## ■ 鳥獣被害防止対策の推進

- エゾシカやヒグマ、アライグマ等の野生鳥獣による農業被害の防止に向けて、鳥獣の捕獲・追払いの実施や捕獲者の育成、省力化のためのＩＣＴの活用の推進、捕獲頭数に応じて支援される緊急捕獲事業、さらに、エゾシカの集中的な捕獲活動を行うシカ特別対策事業や有害性の高いヒグマを捕獲するクマ特別対策事業、農地への侵入防止柵を設置する整備事業など、地域における農業被害防止の取組を支援する鳥獣被害防止総合対策交付金に必要な予算を確保すること。